

令和6年度第25回北海道開発局幹部と建専連・北海道建専連幹部等との

意見交換会

日時：令和6年7月25日（木）15：00～16：30

場所：ホテルポールスター札幌 2階「コンチェルト」

【共通テーマ①】

【議題】

「労務費の基準」の担保等について

【趣旨】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

【北海道建設躯体工事業協同組合 要望】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習

となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされました。

そこで、以下について願います。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存であります。

【北海道開発局 回答】

まず1つ目のチェック体制の関係でございますけれども、労務費の基準を著しく下回るような契約がなされることがないように、公共工事・民間工事の別なく実地調査しまして改善指導を行ってまいります。

なお、民間発注者が受注者の見積りに対して労務費の基準を著しく下回るような契約を求めて契約をした場合は、勧告や公表措置の対象となっているところでございます。

また、調査に当たりましては、駆け込みホットライン等に寄せられた情報、大幅な拡大を予定しております書面調査において把握できた違反が疑われる情報などを基に、できる限り効率的・効果的に調査できるよう努めてまいります。今後、書面調査等において御協力が必要な場面が出てまいります。労務費の基準を著しく下回る契約の指導・改善に向けて必要な調査となってまいりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

2つ目ですけれども、建設業は受注において価格や工期が重視される傾向があり、また、資材高騰等のリスクを受注者である建設業者さんが負担するケースが多く見受けられます。

そのため、それらのしわ寄せが技能者の賃金や休暇などに及び、建設業において新たな担い手の確保に支障が生じてきている面もございます。建設業で働く方々の処遇が改善し、建設業が持続可能となることは、私どもを初めとする発注者にとっても地域のインフラを維持し地域を守っていくために必要だと考えております。そのため、これまでも民間発注者等へ適正な工期設定についてのチラシを作成し、働きかけを行ってきているところでございます。

今般の建設業法等の改正でも建設業が役割を果たし続けられる持続可能な建設業を目指すことが目的となっておりますので、実地調査、会議、意見交換等、様々な機会を捉えまして、改正建設業法等において措置された著しく低い労務費による見積りの提出の禁止、工期ダンピングの禁止などの意義を周知して、低価格競争から質の競争へとマインドを変えるよう努めてまいります。

最後の3つ目ですけれども、こちらも地方公共団体はもとより、経済団体等の民間発注者団体に対しても各種の会議や意見交換等の場において建設業法改正の意義が浸透するよう、国としてもしっかりと周知に努めてまいります。

【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

丁寧な御説明をありがとうございます。9月1日から開発局では事業振興部が権限を持たれるということで、建設業法改正は3段階に分かれているみたいですが、その第1弾を建設Gメンが担っていただくということになるのですが、これなかなか我々サイドのほうも、私は真ん中にいたのである程度は分かっているのですけれども、皆さん分かりにくいと思いますので、簡単に皆さんに分かるように説明しますと、安い見積りは駄目やとかいろいろあるのですけれども、これは皆さんが今まで指し値だとかダンピングだとか言っていた部分なので御理解いただけると思うのですが、施行は1年半後ですので再来年からになります。

皆さんもよく体感されているでしょうから、元請さんと対峙したときには、いよいよ1年半か、そろそろやな、今から受注する案件はそうしようかみたいなことになるので、効果が出るのは3～5年、実際にはそういう読みで本省とも進めてきていると。ここで、この説明のところで、開発局さんのほうから情報提供の15ページをちょっと見ていただきたいのですが、では、それまでどうするのかと。賃金は今年5%を十分上回るように上げると政府から言われているのではないかということに対して国もちゃんと手を打ってきてい

て、これの建設Gメンの現地調査のところで適正な価格転嫁、そのチェックの第1番、注文者が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、これは公取が出しているのです。

この公取が出している指針の一部をちょっと読み上げます。これはQ&Aでこういうことは駄目ですよということが書いてあるわけですが、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の価格転嫁への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」。非常に難しい表現ですけども、根拠があるのに対して価格を据え置くということ。それと、それらエネルギーコストが上昇したにもかかわらず、取引相手が従来取引価格の引上げを求めて単価を上げてくださいますよと言ったにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で相手に回答することなく価格を据え置くこと、これは根拠ある価格交渉に対して、根拠のある、いや、だから据え置くのですよということがない場合、これは公取のこの該当する転嫁の基準に違反しますよと、そういうところを立入調査しますよということなのです。チェックすると。

ですので、この3年の間には我々の武器はここなのです。公取のこの部分が我々の武器になります。ですので、材料、ちゃんとした根拠を説明しないと駄目ですよ。ちゃんとした根拠を説明して、こういうことで上がっているのです。国も5%をとということで、うちの賃金も5%上げているのです。なので、この価格にしてください、これに書面とかメールで回答しない場合は、これ公取のこの転嫁の違反、違法になるということです。ですので、これはすぐホームページでこの部分をググると出てきますから、Q&Aでこれの一番最後に出ています。

ですので、こういうものをコピーして、現場の所長としっかり我々も対峙していくことが大事だということです。ちゃんとこういう法律がちょっとずつ変わってきているのですよということを国とか新聞社の方だけではなくて我々自身が親方としっかりと子方に金が払えるように交渉するというのが大事なので、法的なものはどんどん整理されていっている、これをぜひとも活用して価格転嫁をしていっていただきたいと。

この標準労務費が出てくるまでにはやはり先ほど言ったように時間がかかりますから、それまでの武器がこういうことであるということと、あともう1つ、この建設業法の改正でお願いしていたのは、我々が分かりやすい法律にしてくださいと。我々が身近に使える法律にしてくれということで、発注者の前でも元請の前でも国の前でも申し上げましたけ

れども、建設業法をコピーして持って行って説明できるような文言でない限り、何の法律か分からないと。我々のための法律だから分かるようにしてくれということで、分かるようになっていきますから、ぜひともその文脈を読んでいただいて、こういうことですよと。

指し値も駄目、これは安くやる行為は駄目ですよと廉売行為を制限していますけれども、受注者・発注者どちらの発意によってもということを書いているので、指し値も駄目なのですよ。指し値があれば、もうそういうことは業振興部のほうへどんどん声を上げていただきたいと思います。建設Gメンも135名、全国で限りがあります。ですので、効果的に言っていただくには、我々も親を売る？ようなというエリアもありましたけれども、そんな悠長なことを言っている余裕はないのです。

ですので、もう価格転嫁をしっかりとして賃金を、ここに出ていたのが、建専連の最低年収は比較して出したのが3年ほど前ですから、既に岩手だとか北海道、熊本で半導体で30万で募集していると。ここにあるのは30万スタートですから勝てないのですよ、もう既に。新潟では、ある鉄筋屋さんで月給35万で来てくださいと募集を出したが、1人も来なかったと。大阪でも完全週休2日で30万円出したけれども、来なかったと。スタートラインがそこなので、まして全建さんが工業高校採りに行くぞみたいなキャンペーンを張って何かやっていますよね。新聞に出ていました。

元請と我々と取り合いをして勝てるわけがないので、親は施工管理のほうに行けと言うので、我々はそれ以上の処遇を目指さないかんで、欧米並みの処遇を目指すということは本気で言っていますので、ぜひともこういう法律とかをしっかりと我々も勉強して、親と対峙してしっかりと説明してお金をいただくという行為を少しずつ浸透させていっていただけるように、そして、開発局の方には、マインドを変えていけるような指導ですね。会長からもさっきお聞きしましたけれども、やはり地方自治体が相当きつい、やってくれない、非常に動きが鈍いということですので、そこはぜひとも振興部の方をお願いしたいと思います。

【司会】

ありがとうございます。今るる説明いただきましたけれども、前に対してというよりも横と後ろに対して、私たち自体が自分たちが使っている二次下請という者たちに対して、今度は自分たちが発注者になるということを必ず心に留めてください。あくまで発注者が国であったり民間であったりというところでこの話をしていますけれども、次は二次に払

うときは自分たちが責任者、発注者であるということを御自覚いただきたいと思います。いただくからには必ず払う覚悟というのは、やはり自分たちもこの制度をよく理解して、お客様からいただいた以上、必ず職方の末端の作業員まで行き届かせるようなことを肝に銘じていただければと思っております。

【共通テーマ②】

【議題】

市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について

【趣旨】

予算決算及び会計令第 80 条第 2 項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

【北海道型粋工事業協同組合 要望】

私のほうからは、「市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について」ということで要望させていただきます。

予算決算及び会計令第 80 条第 2 項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、

物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものであります。

【北海道開発局 回答】

私から積算のことについて、まず御回答させていただきます。

工事の積算に当たっては、最新の積算基準、歩掛りの適用、3月から適用している最新の公共工事設計労務単価の適切な運用などによりまして適正な予定価格の設定に努めているところでございます。資材価格は毎月発行されています物価資料及び年2回の特別調査により策定するとともに、価格の変動が確認された場合には必要に応じて臨時調査を行い積算に反映しております。

また、毎年実施しております公共労務費調査では、下請企業の方々を含めた調査を実施しており、令和5年度につきましては、必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用、元請企業から技能者に対して直接支給している手当を反映しており、加えて令和6年度には時間外労働の上限規制に対するために必要な費用を反映するなど、労働者に関する社会保障の向上にも努めるとともに、より実態に沿った調査となるように取り組んでおります。今後も市場の実態を反映した単価となるよう適切な実施に努めてまいります。

さらに、工期内に材料や労務費等の価格変動が生じた場合には、スライド条項の適用ができることとなっております。また、スライド条項の運用に改定などがあつた場合には、その都度、職員だけではなく自治体や業界団体向けに運用に関する説明会を開催しており、スライド条項の適切な運用にも努めてまいりたいと思っております。

【北海道開発局 回答】

次に、民間工事の部分も中にありましたので、私からそこについて回答させていただきます。

民間工事に関しましては、国土交通省において「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について」、いわゆる盆暮れ通知を主要な民間団体に発出しまして、原材料費等について市場価格を反映するよう依頼を行っているところでございます。また、今般の建設業法の改正においても、資材価格高騰の際の請負代金変更方法が契約書記載事項として明確化され、受注者が資材価格高騰の恐れ情報を通知する義務が定められ、通知した受注者は変更協議ができ、発注者は誠実に協議に応じるように努めることとされました。

今後、民間工事においても適切な対応が取られるよう周知を図るとともに、改正された建設業法の趣旨を踏まえた適切な受発注者間のやりとりが行われるよう、実地調査等も行ってまいります。今後実地調査において御協力いただくことが必要な場面が出てまいりますので、よろしくお願いいたします。

【北海道開発局 回答】

調査基準価格の関係について私から回答させていただきます。

調査基準価格は、ダンピングの防止を図る観点からも適宜見直しがされてきていることは皆さん御承知のことと思います。最近では平成 31 年度に調査基準価格のアップを少し上げ、令和 4 年度には一般管理費の率を上げてございます。北海道開発局の立場として、この率を上げる、下げるについてはなかなか答えづらいところではあるのですが、私たちとしましては適正に算定して使っていくことを回答させていただきます。

【共通テーマ③】

【議題】

建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシス

テムとのことですが、現在建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

また、CCUS自体の運用に関しても、次のような課題があり、貴局のご認識をお伺います。

- ・キャリアアップシステムに登録の時間を費やし行っているが 現状メリットとなる部分が見えづらく分らない。
- ・登録で完結ではなく、登録情報の変更、更新等の管理に時間、人件費がかかる。
- ・初回登録料以外にも、更新料・管理者ID利用料等もあり費用がかかる。
- ・技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備というものが見えてこない。
- ・設計労務単価に反映されていない（金・銀・青・白）。
- ・CCUSカードを所持していたら、資格証の携帯が不要にならないか（法改正が必要？）
（例）カードリーダーにかざせば登録内容・資格等が表示されるなど。
- ・マニュアルが膨大過ぎて簡単に理解し切れない。

【北海道日本左官業組合連合会 要望】

私のほうからは、今お話がありました「建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について」ということでお話をさせていただきます。技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっております。CCUSによる各種システムの統一的運用をぜひお願いしたいと存じます。

【北海道開発局 回答】

資料にもつけていただいておりますが、御指摘のとおり、民間の入退場管理、安全管理、就業履歴登録等を行うシステムは多数存在しております。また、民間のシステムによってAPI連携できる機能に違いがあることや、CCUS登録データのAPI事業者との共同利用が実施されていないなどの課題もございます。建設キャリアアップシステム運営協議会におきましては、次期システム更新も見据えつつ、共同利用するデータ項目、API事業者が共同利用できるデータの範囲、データの受け渡しの頻度や方法等について、API事業者、API事業者との契約者等とともに本年度から検討を進めるものと承知しております。

CCUSについては皆様のお声をいただきながら順次改良が加えられてきているところでございます。今後もよりよいシステムとなるよう改良されていくものと考えております。よりよい改良につながるよう、今回の御要望につきましては本省の担当部署等に伝えてまいりたいと思います。

【司会】

ちなみに今年の国交省の発注、道内工事でCCUS利用ということでの条件をつけられたようなモデル工事はどれくらいの発注量になりますかね。

【北海道開発局 回答】

すみません、件数を持ってきておらずお答えできないので、どのような工事に使っているかというところだけお伝えさせていただきます。もともとは一般土木の2.5億円以上の工事で、WTOが義務化、それから、WTO以外のものが推奨工事としてやっていました。ただ、皆様方といろいろお話ししているときに、やはりもう少し広げていかないとならないということで、一般土木以外のWTO工事と1.2億円以上の舗装工事についても今適用しているところがございます。この辺につきましては、さらに皆様方とお話ししながら拡大に向けて頑張っていきたいと思っております。件数が頭になくて申し訳ありません。

【司会】

確実に件数が増えているということは実感として持っています。やはり国交省さんのほ

うから、件数をこれだけ増やしたということをぜひともPRしていただきたいと思います。やはり各自治体、北海道の中の各市町村がなかなか取組に前向きになっていただけないというのが非常に心もとなく思っています。何か札幌市も去年の秋口にやろうかみたいな話になって、今年ようやく1桁か2桁かやるような話しか出ていませんので、非常に情けなく、僕も立場的に全国に行って、政令指定都市でこんな恥ずかしい町はないということで言わせていただいています。

やはりメディア等についても、札幌がやらないとほかの市町村も間違ってもやらないと思います。やる気のない市町村はたくさんありますので。幾ら推し進めようとしても札幌の中の日建連さん加盟の業者さんだけがやっている話であって、札幌以外に行ったらいまだに何それという人がいること自体が非常に問題だと思っていますので、ぜひとも件数についてもメディア等を使って、これだけやっているぞということぜひPRしていただければ、各市町村、恥ずかしいぞということぜひ強く言っていただきたいと思います。

【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

これも資料説明の中に入っております。18ページですね。ロードマップ3か年計画の中に入っていますので、施工体制台帳、それと提出義務の合理化とか、労務安全システムとの情報連携と。これはまだ確定していないようですので、いつ頃かというのが分かればまた会長に御連絡して、いつ頃からそのシステムと連携できるのか、基金のほうは今対応しているみたいですので、また御報告したいと思います。

【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

多分懇親会でたくさん出るかと思うのですが、ちょっと1点だけ、これあるシンポジウムで、パネルディスカッションを本省と基金と私と出たのですけれども、そのときに日経アーキテクチュアの方が来られていまして、全く自分の危機感と同じことを言っていたのですけれども、ゼネコンさんが200人ぐらいいたのですよ。そこで言われたのが、第三者として嫌われ覚悟で言わせていただきますけれどもという前置きをされた上で、建設業界の危機意識は危機的にやばいと、相当言われました。

これは何かというと、一例が2024年問題。5年前に言っているのに、今5年たってからさあどうしようと騒ぎ出していると。法律なのに、皆さんちょっとおかしくないですかということ言われていました。全く私も同じなのですね。外から見ると建設業界って異

常に見えているということがまず1点と、もう1点は、せつかく今変わろうとしていると。大分遅いですよ。担い手確保だと言っているのに社会保険入りましたかとか訳分からんことを建設業界はやっているのです。でも、それを一挙に変えようとする動きは、私も第三者的に客観的に見ていて、ああ、いいなと、どうなっていくのだろうか。でも、それを広報するのが下手くそ過ぎると。

広報戦略と申しますか、ゼネコンさんもそうですけれども、個社のコマーシャルをやって何とか人に来てもらおうと。いや、そうではなくて、建設業界が、局長も先ほど言われましたけれども、エッセンシャルワーカーとして、恐らく北海道はそういう危機的な状況があって人が足りない、これは困ると。やはりそういう人たちをどうやって担保していくかということになったと思うのですけれども、コロナ禍のとき、私は見ていて、エッセンシャルワーカーと言っているのは本省ぐらいで、テレビの一般社会から見たらひな壇で何を言っていたか。医療と物流だけですよ。エッセンシャルワーカーをどうにかしようと。安倍総理が紅茶を飲んで家にいましょうねというときに、隣ではがんがん現場をやっているわけではないですか。

これエッセンシャルワーカーというのは、建設業、一般社会の親から見るとそのように見られていない。だから、何か万能塀の中のマスターベーション的な意識として自分たちはエッセンシャルワーカーだと言っているような気がしてならないなと、あの頃からずっと思っていたのです。それをずばっと言われたような気がして、建専連もそうですけれども、もう少し広報をうまく、やるのであれば変わっていかうとするプロセスを見せるというか、何かそういうことをいろいろな場面で、訴える先は一般社会に訴えかけて、結局標準労務費であろうが価格を固定化させていかう、安定化させていかうという行為は、今からすると販売価格に当然転嫁していくわけですから、例えばマンションにしても国民が買うわけですよ。デベロッパーは販売価格が上がるので、それは国民としても認められないのではないですか。建設業法と相反するので、これはおかしいのではないですかとデベロッパーはずっと言っていたわけです。

でも、持続可能性を考えるとということで、先生方が、いや、それはおかしくないですかということでこうなったのですけれども、上智の楠先生が持続可能な検討会の座長でしたが、建設業は壊滅的な競争をしているという、もう破滅にしか向かわないというような表現もされていたし、一般社会から見たときの建設業界というのは本当に異常なのだということを知った上で、広報をどうしていくかということをおもちゃとて考えていかな

ければいかんし、そういうところにお金を投下して、個社とか各団体ではなくて業界全体として、大きな意味でサプライチェーン、発注者も含めた全体で建設業はよくなっていくので来てくださいねということを書いていかなければいかんなど。

これは皆さんにもちょっと情報と意識として共有していただいて、この北海道の中でも大変いい、子供たちに対する出前というか、北海道の大通公園でアピール、ああいうのをぜひとも、一例で言うと関西なんかは小学生向けに1万人ぐらい来ましたかね。対象にして、子供たちに鉄筋を触らせるとか、そこには吉本興業もいるのですよ。そういうブースがたくさんあって、吉本興業がいて、パティシエのところがあって、片やこっちは鉄筋を組んでいるみたいなの。けれども、すごい人気だったのですよ。やはり女の子が多かったですけれども、物をつくるとか触るとか、それ作業着を着せてヘルメットをかぶせて、「安全帯よし」と言って、子供らに写真をとってもらおうのですね。それを写真撮っている親のあの笑顔ですね。

結局もう少し社会にちょっと近いところに我々が出て行ってアピールすることが大事だというのを物すごく痛感していて、このアーキテクチャの編集長に1回会って話したいなと思うのですが、言われていることが物すごく身にしみましたし、我々もちょっと視点を変えて、変わるプロセスを見せていくという。3Kは、新3Kと言っているけれども、僕はあれは余りよく思っていないというか、それはいいのです。新3Kになっていくべきです。でも、今までの3K、きつい、汚い、危険は変わらないです。現場である以上絶対に。それを意識してプロとして仕事をするのが我々。ただ、その対価が低過ぎると。

3Kなのにこの対価から3Kだからこの対価ですよというふうに変えていく必要があると思いますし、その対価は我々がやはり外に出て、この島から欧米、アメリカだとかヨーロッパだとか、もう外国人の取り合いが始まっていますのでね。外国人の取り合いが始まっていて、いまだに安いところを追い求めて、中国、ベトナム、ミャンマー、ラオス、フィリピンとか安いところにずっと行っていますよね。こんなことはもうすぐに終わりますから、ヨーロッパが取りに来ていますのでね。

オーストラリアが55万に払っていましたがけれども、4位に転落して、ヨーロッパはもっとそれ以上に払って東アジアの労働者を取ろうとしているので、そういうことも含めてやはり欧米並みの賃金に日本人の水準を合わせていかないと払えないということですから、我々はもう少し危機感を持たないかんというのと、国はやはり法律を変えてでもそこへ行くという動きをしていただいているので、しっかり我々も意見をどんどん、この後の懇

親会のほうがたくさん出るとは思いますけれども、その場で皆さん前に出て、膝を突き合わせて御意見を出していただければと思います。

【北海道開発局 意見】

エッセンシャルワーカーのところは、私、維持系の課長を2年ほどやっていて、北海道の方は知っていると思いますけれども、平成28年の台風が3つ上陸したときの道路維持課長をやっておりまして、本当に思ったのが、あのときに現場の最前線で頑張っている維持の人をどうやってPRするか自分なりに考えた中で、どうやっても我々が言うと色眼鏡で見られてしまい伝わらなかったというのがあって、広報がすごく下手だとずっと思っていたのです。

その中で、北海道では教育者と一緒になって、教育で教えることが大事だということでNPOをつくってくれる方がいて、そこに教材を提供してきたというのがあるのですが、私の個人的な感覚として劇的に変わったのは、コロナ禍のときに、除雪作業、維持をやっている方に対しては、絶対意識が変わったとされていて、北海道新聞というのがあるのですが、一般紙でも物流問題と併せて除雪作業が追いつかないからごみの収集ができないとか、大きく社会的な影響が出たので、あのときにかなり意識が変わった契機だと思っています。一方で、頑張っている業界を我々も広報しようと思ったときに、維持の方がいたらごめんなさいですが、いまだに除雪のダンプトラックの管理を紙でやっている、あるいは鉄道が止まったときに、除雪を人力でやっているわけで、それを一般の方が見たときにどう思うかと。

やはり我々も含めて、もちろんオーダーメイドなのでICTになじまない部分というのはありつつも、そういう新しい技術に取り組んでいるというのもセットでやっていかないと、一般の方に伝わらないとされているので、今日のテーマとは直接関係ないにしても、教育、生産性、ICTをシンボリックにやっていかないと、女性に入ってもらおうと思ったら、遠隔でできるとか自動で組立てができるという部分を先駆的にやっていかないと、業界全体の底上げが、建専連だけのことではなく、大事ではないかと思っているということだけ伝えたいと思います。

【北海道開発局 意見】

では、せっかくですので私からも一言ではないのですが、今、北海道の会長からCCU

Sが全然普及していかない、自治体は相当後ろ向きというか眼中にもないのではないかと
言われていたことも含めてですが、これまで国土交通本省も北海道開発局も建設業に対し
様々な取組をしてきて、特に直轄事業では発注者の立場としてはいろいろと改善してき
たつもりでもありますし、やってきたぞと、効果があるのだろうと、しっかりと我々自
身も思っているところです。

次にやるべきことは何かと考えたときに、まさに先ほど岩田会長が言われたとおり、民
間や小さな自治体など全ての発注者に対して、しっかりと働きかけをしてやり方を変えて
いかないと、建設業、建設産業システムそのものがこれから立ち行かないだろうとい
うことを、強く、強く思っております。次のフェーズはそういうところにしっかりと行き届か
せていくことが大事なのだろうと思っております。

CCUSだけではなく、今日説明した新担い手3法でのスライド条項はきっちりと書か
れているのか、設計変更がしっかりとなされるのだろうか、あるいはそういうやるべきこ
とをしっかりとやるということをまずはしっかりと浸透させていくことが重要です。それか
ら徐々に、いきなり伝家の宝刀を抜いて相手をばっさり切るわけにはいきませんので、最初
はしっかりと浸透させていき、それでもうまくいかないようであれば、やはりどこかでか
なりきっちりとしたことをやらなければいけない、覚悟を持ってやるというような、我々
自身もしっかりとやらなければいけない、これまでと同じようなことをやっていくだけ
は済まないという認識を持っています。

しかも、本当はそれを各自治体、民間企業もしっかりとやっていかないと、最後に困る
のは民間企業であつたり自治体であつたりするわけです。自治体が次に何かやろうとい
うときに、自分の管内にしっかりとした業者がいなくなっている、皆廃業しています、跡を
継ぐ人は誰もいませんとなったときに、誰が困るのかというと、それはもう自治体が本
当に困るわけですが、さらに地域住民、地域が困る、地域が立ち行かなくなることが、我々
大きな問題だと強く認識しております。自治体が困るからちゃんとやりなさいとい
うことをもちろん言っていくつもりはありますけれども、地域が一番困る、地域が困ると北海道
のそれぞれの地域が立ち行かなくなってしまう、食料生産、再生可能エネルギーあるいは
観光という北海道が日本の国の中で大きな役割をこれからも果たさなければいけないのに、
それができなくなってしまうということは大きな問題で、国土交通省、そして北海道開発
局の責任として、我々が責任を持ってやるべきことだと強く認識し、しっかりと進めていき
たいと思っております。その認識で同じ方向を向いて、やる部分が大きいと思いますので、

引き続きお願いしたいと思っております。

【司会】

ありがとうございます。もうお時間が来ていますが、懇親会の前に、僕は皆様方というよりも後ろのほうに向かって言いたいのが、北海道は大きいようで実は労務職が固まっているのは札幌を中心に150キロがほとんどです。旭川から北にはまず生業としてやっっていこうという者、多能工さんとして数人規模でやっているという事業者さんはいますけれども、プロジェクト的な事業というものはほぼその地域では完結できません。これはオホーツクラインについてもほぼ全滅です。北見が一応オホーツクラインに入っていますけれども、海岸線にはいません。釧路から東側に関しても事業者はほぼおりません。函館に行ってようやっといえますよね。ただ、函館から室蘭までの間にはほぼ事業としてはできる者がいません。襟裳岬は完全にアウトです。

このような中で、今地方で、東側のほうでは農業に関しての案件、それから、津波タワーというものが発注されていますね。胆振管内のほうで大型の病院または半導体等々の工事、これは札幌を中心にして人間が出ていかないとほとんど物ができないと。地方の人間は自分たちのエリアの中で小さなものしかできない、大きな案件についてはもうほとんどできないということになっています。何とか日本じゅうから今手を借りて物事を収めているというのが実態なので、今本当に北のほうで、旭川から上のほうでやっているのも大半は札幌から、また、旭川から何人かずつ行ってやらないと仕事ができない。オロロンラインに関してもほぼ職方はゼロですから、ここに関しても非常に厳しい状況は変わらないと思っています。

そんな中でも、やはり札幌も減りゆく、10年ぐらい前の作業員のカウント数から見ても40%以上減少しているというのがほとんど全業種で見えていますので、そういう中で、何とかまず後ろにいる多くの皆様方が適切なお金を頂戴するためには、今やっているとおりの標準な価格を頂戴しようという以前に、標準見積書というものを手順として必ず提出していただくことを常態化していただきたいと思っています。また、それを受け取る発注者さんには、その標準見積書を持って見積りに参画しなさいということも併せて御指導いただければ幸いかと思います。